

# 学校いじめ防止基本方針（概要）

四国中央市立新宮小・中学校

## いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

## いじめの禁止（いじめ防止対策推進法 第4条）

児童生徒等は、いじめをおこなってはならない。

## いじめの防止のための基本的な考え方

- いじめについては、日頃から危機感をもって対応し、未然防止、早期発見、早期解決に心掛ける。
- 不審な言動、行動に対しては、絶対に一人で抱え込まず、すぐに報告を行いチームで万全の対応を図る。
- いじめを受けた子どもの立場になって、常に考える。子どもの命に関わる深刻な問題と心得る。

## 未然防止のために

### 1 いじめの防止等のための校内委員会の設置

#### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、その他関係教職員、必要に応じた外部専門機関等

#### (2) 活動内容

取組計画の策定、取組評価アンケートの実施及び考察

### 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### 道徳教育の充実

仲間意識に支えられた集団づくり

#### 授業の充実

規律の徹底を図り、全ての児童生徒が授業場面で活躍できるための授業改善

#### 体験活動の充実

異年齢のつながりの中で、自尊感情を育てる活動

#### 早期発見のための措置

教職員の緊密な情報交換

#### 相談体制の整備

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員の活用

#### いじめ防止のための校内研修の実施

より実践的な研修の実施

#### いじめ防止のための保護者・地域住民への啓発

ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」の公開

#### 学校相互間の連携協力体制の整備

小中一貫教育校であることを生かした、小中合同チームの編成

#### いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設定

達成の程度が確認できる具体的なアンケートや校内研修、環境づくりによる達成目標の設定および推進

#### 学校評価における目標達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

自己評価結果を基にした具体的な改善策等の共通実践

## いじめが発生した場合の対応

### 1 「いじめ問題調査校内委員会」の設置

#### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任、養護教諭、学級担任、教科担任、部活動指導に関わる教職員、その他関係教職員、必要に応じた外部専門機関等

#### (2) いじめに対する学校が講ずる措置

- ・ いじめの事実確認及び情報共有

- ・ いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する説明、支援
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する説明、支援
- ・ 保護者間で争いが起こることのないよう配慮した措置
- ・ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童生徒を教室以外の場所において学習を行わせ、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置
- ・ 市教育委員会への報告・連絡・相談  
市教委事務局への報告 → 市教育委員会への報告 → 市長への報告 → 市いじめ防止対策委員会での調査  
→ 議会に報告 → 市長、市教委は、再発の防止のため、必要な措置
- ・ いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要があると認めるとき、学校教育法 11 条に基づいた適切な指導
- ・ いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法第 35 条の規定に基づいた、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられようにするための必要な措置
- ・ いじめが犯罪行為であると取り扱われるべきものであると認めるとき、四国中央警察署と連携した対処
- ・ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときの、四国中央警察署への通報

#### 早期解決のために

- 1 いじめの事実確認及び情報共有（※別紙 1）
- 2 いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する必要な説明、支援
- 3 いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する説明、支援
- 4 保護者間で争いが起こることのない措置
- 5 児童生徒等が安心して教育を受けられるための措置
- 6 重大事態については、速やかに関係機関との連携

### 1 役割分担の明確化

いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのような方法で情報収集と事実確認を行うか明確にする。

- (1) いつ 休み時間、放課後など
- (2) どこで 相談室、教室など
- (3) 誰が 学級担任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、部活動顧問など
- (4) 誰に 被害者、加害者、目撃者など
- (5) 方法 聞き取り、アンケートなど

### 2 聞き取りについての留意事項

聞き取りについては、以下のことに留意する。

- (1) 時間帯 原則として学習権を侵害しない時間帯（休み時間、放課後等）に行う。
- (2) 場所 目立たない場所で行う。
- (3) 聞き方 加害・被害児童生徒ともに事実をしっかりと聞く。
- (4) 記録 事実確認シートへ確実に記録する。
- (5) 手順
  - ア 一度目の聞き取りは、役割分担を明確にし、時間を決め、個別に別室で同時に行う。ただし、リーダーの教職員は職員室で待機する。
  - イ それぞれ聞き取った情報をリーダーの教職員に報告する。このとき、聞き取りを行っている児童生徒は、その場に待機させる。
  - ウ 集められた情報について、食い違いが生じるときは再度聞き取りを行う。
  - エ 集約した情報が一致し事実確認ができるまで、聞き取りを繰り返し行う。

### 3 その他

ケースにより、臨機応変に対応し、上記以外の方法をとることもある。